

# 平成24年度第9回庁議 会議録

[日 時] 平成24年11月26日(月) 9時～10時5分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、教育長及び各部局長

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議題

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

※会派説明報告(企画部)

(2) 議会答弁課題の進捗状況報告について (関係部局)

(3) 10か年事業計画要望状況について (企画部)

1 市長あいさつ

おはようございます。

私にとって就任後初めての庁議となりますが、ご承知のように、庁議は新居浜市の最高の意思決定機関であるということを常に認識していただき、この会議に臨んでいただきたいと思います。

また、本日の庁議議題にもありますように、12月4日に第7回定例会が開会予定となっておりますので、各部局、予想される項目については、事前に準備をするなど、遺漏のない対応をお願いします。

|      |   |
|------|---|
| 市 長  | <p>それでは、議事に入る。</p> <p>「市議会定例会提出議案について」ですが、まず、会派説明の報告を、企画部からお願いします。</p>  |
| 企画部長 | <p>今回の会派説明は、企画部、福祉部、環境部、経済部、建設部から6項目について行いました。</p> <p>その概要ですが、まず、12月補正予算についての質問等の主な内容としましては、「地域支え合い体制づくり事業費」について、事業内容や場所、事業開始時期はどのように考えているのか。ノポックという特定のNPO法人だけにいろいろ委託するのは、おかしいのではないか。来年度以降は予算対応も含め、どうするのか、といった質問がありました。</p> <p>また、「地域総合整備資金貸付事業費」に関して、この時期に6億円の融資の話が出てきた経緯を教えて欲しい。市としての融資の認定基準は無いのか。市の利子負担の想定額はいくらか、といった質問のほか、市内の中小企業に対する支援策も考えて欲しいといった要望も出されました。</p> <p>また、「土地改良施設耐震対策事業」のため池の耐震点検について、対象となる池田池以外の池で危険な所は無いのか、といった質問などが出されました。</p> <p>次に、2件目の「慈光園の指定管理者制度導入」についてでは、指定管理者の三恵会は50%以上を正規職員にするということになったのか。指定管理経費は年度ごとに清算するとなっているが、具体的にはどのようになるのか。また、経費の市の試算は人件費を民間にした場合なのか。指定管理者制度でも、直営でも経費は変わらないのか、といった質問などがありました。そのほか、民間移管についてはどう考えているのか。指定管理者制度導入までに課題等を整理して、引き継ぐようにしてほしいといった要望も出されました。</p> <p>次に、3件目の「下水道事業区域外流入分担金の徴収について」の主なものとしましては、分担金はいつから徴収するのか。従前より負担額が多くなるが、分割納付はできるのか。</p> <p>また、対象件数は年間、何件程度を見込み、金額的にはどのくらいを見込んでいるのかといった質問などがありました。</p> <p>次に、4件目の「別子山簡易給水施設条例の制定」につきましては、業務用料金と家庭用料金を同額で設定しているが、木材センターやゆらぎの森の、金額の妥当性はどうなのか。現在の水道整備事業の進捗状況はどうなっているのか。</p> <p>また、簡易給水施設の管理はどうするのか、といった質問のほか、現在、</p> |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>ゆらぎの森の水道施設はどうなっているのか。今後はどうなるのか。料金徴収のために、新たに徴収員等の職員を配置するなど負担は発生しないのか、といった質問などが出されました。そのほか、料金等については、地域の方に丁寧に説明しておいてほしいといった要望もありました。</p> <p>次に、5件目の「崖崩れ防災対策事業分担金徴収条例の制定」につきましては、市内の危険箇所は把握しているのか。崖崩れ防災対策事業を実施したいという要望は何か所あるのかといった質問や、この工事を実施した箇所が、擁壁等の崩壊により家屋が壊れた場合はどうなるのか。危険箇所で、費用負担が出来ないが要望した場合はどうなるのか、と言った質問などがありました。</p> <p>最後に6件目の「公営駐車場条例の改正及び公営自転車等駐車場条例の制定」についての主なものとしましては、駐車場について、当面、無料とした理由は何か、また、無料で管理はできるのか。来年度からの有料化は周辺へ影響を及ぼす可能性があるとしているが、どういう影響があるのか、といった質問や現在の土日の駐車場の混雑状況を見ると、料金ゲートを設置していた方が良かったのではないかと、また無料化が継続すると有料化が難しくなるのではないかと、といった意見がありました。</p> <p>駐輪場につきましては、供用時間の6時から22時はどういった理由で決まったのか。管理方法や料金徴収はどのようにするのか。また、使用料の減免、還付はどういった場合か、などの質問が出されました。</p> <p>会派説明の概要については、以上です。</p> |
| 市長   | <p>ご質問等ありますか。</p> <p>なければ次の議題に移ります。</p> <p>第7回定例会について、議案に沿って建設部より説明をお願いします。</p>   |
| 建設部長 | <p>まず、報告議案2件についてでございます。</p> <p>報告第23号、「専決処分の報告」について、議案書1ページ及び2ページをお開きください。</p> <p>本件は、「和解について」でございまして、平成24年7月25日、市営住宅の長期家賃滞納者である入居者3人を被告として、市営住宅明渡等請求の訴えを提起しておりましたが、このうち入居者1人につきまして、相手方から滞納家賃等を全額一括で支払うことを条件に、賃貸借契約を従来どおり継続させてほしいとの申出がございました。</p> <p>この申出に基づき、訴訟代理人と協議いたしました結果、当該訴訟を取り下げることを含めて、相手方といわゆる裁判外の和解をするため、平成24年9月26日、専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。</p>  |

次に、報告第27号、「専決処分の報告」についてございます。

議案書の10ページ及び11ページをお開きください。

本件は、「損害賠償の額の決定について」でございまして、平成24年8月29日午後7時頃、市道「西原若水線」、泉池町4番35号地先路上において、東進中の自転車が、暗渠水路横の舗装欠損箇所を通過した際、当該舗装欠損箇所に前輪が落ち、運転者が転倒し、負傷した事故に係る損害賠償の額を決定し、平成24年11月5日、専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

損害賠償の額につきましては、当事者との協議及び全国市有物件災害共済会の査定によりまして、自転車の修理に要する費用など、「8万9,830円」と決定いたしましたものでございます。

なお、損害賠償の額につきましては、全額、全国市有物件災害共済会から支払われております。

以上が、報告議案でございます。

次に、議案第80号、議案第81号、及び議案第84号から議案第88号までの7件につきましては、いずれも「第1次一括法」及び「第2次一括法」による関係法律の改正に伴うものでございます。

まず、議案第80号「新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例」の制定についてでございます。

議案書の17ページから19ページまでをお開きください。

市営住宅の入居収入基準を条例で定めるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正の内容といたしましては、入居者の資格を定めております第6条第1項第2号の入居収入基準において、これまでどおりの基準を維持することといたしております。特に、居住の安定を図る必要がある場合としての第6条第1項第2号アの裁量階層の内容については、従前どおり障害者世帯や戦傷病者世帯等を定めております。

次に、改良住宅の入居の資格を定めております第7条第3項の入居収入基準につきましては、これまでどおりの基準を維持するよう金額を直接規定し、読み替えるものでございます。

この条例の施行期日は、平成25年4月1日からであり、経過措置として平成25年4月1日前に57歳以上である者については、単身入居及び裁量階層にかかる高齢者として従来どおり取り扱うよう附則を改正しています。

続きまして、議案第81号「新居浜市市営住宅等の整備に関する基準を定める条例」の制定についてでございます。

議案書の20ページから23ページまでをお開きください。

市営住宅等の整備に関する基準につきましては、国の基準である公営住宅

等整備基準を参酌し、勘案した結果、これらの基準を満たして、市営住宅の整備を行うことが適切であると判断するとともに、本市における特別な事情により別の基準を追加する必要がなく、同基準が妥当であると考え、国と同じ基準といたしております。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行したいと考えております。

次に、議案第84号、「新居浜市都市公園条例の一部を改正する条例」の制定についてでございます。

議案書の24ページから27ページをお開きください。

都市公園、公園施設の設置基準について、基準を定めるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

今回の都市公園及び公園施設の設置基準につきましては、政令で定める基準を参酌して、本市の都市公園の現状や今後の公園整備計画等について総合的に勘案した結果、現行基準が妥当であると考え、国と同じ基準といたしております。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行し、第4条第5号の改正規定は、公布の日から施行したいと考えております。

次に、議案第85号、「新居浜市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」の制定についてでございます。

議案書の28ページから36ページをお開きください。

今回の特定公園施設の設置に関する基準につきましては、省令に定める基準を参酌して検討した結果、同基準が妥当と判断し、基本的には国と同じ基準といたしておりますが、第7条第2項第3号、駐車場の設置位置の基準につきましては、新居浜市独自の基準として規定しております。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行したいと考えております。

次に、議案第86号、「新居浜市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例」の制定についてでございます。

議案書の37ページから54ページをお開きください。

道路の構造の技術的基準につきましては、国の基準である「道路構造令」を参酌し検討した結果、同基準が妥当と判断し、国の基準と同一の内容を定めております。ただし、一般国道、県道、自動車専用道路等に関する部分については省いております。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行したいと考えております。

議案第87号、「新居浜市が管理する道路に設ける案内標識等の寸法を定める条例」の制定についてでございます。

議案書の55ページから60ページをお開きください。

道路に設ける案内標識等の寸法につきましては、国の基準である「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」を参酌し検討した結果、同基準が妥

当と判断し、国の基準と同一の内容を定めております。ただし、一般国道、県道、自動車専用道路等に関する部分については省いております。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行したいと考えております。

次に、議案第88号、「新居浜市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」の制定についてでございます。

議案書の61ページから73ページをお開きください。

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準につきましては、国の基準である「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を参酌し検討した結果、同基準が妥当と判断し、省令と同一の内容を定めております。ただし、路面電車停留場等に関する部分については省いております。

また、市内には条例の対象となる特定道路の指定を受けた道路は、現在はございません。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行したいと考えております。

以上が、一括法関連でございます。

次に、議案第94号、「新居浜市公営駐車場条例の一部を改正する条例」の制定についてでございます。

議案書の93ページ、94ページをお開きください。

本条例は、整備を進めてまいりました、新居浜駅前駐車場の適正な管理と運営を図るため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容といたしましては、第2条、名称及び位置並びに自動車の種類では、別表第1に於いて、新居浜駅前駐車場を追加しております。

次に、第4条、使用及び使用料では、新居浜駅前駐車場については、使用料を徴収しないため、現在の西原中須賀駐車場についての規定とする必要があることから、「駐車場」を「西原中須賀駐車場」に改正するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えております。

続きまして、議案第95号、「新居浜市公営自転車等駐車場条例」の制定についてでございます。

議案書の95ページから98ページをお開きください。

本条例は、整備を進めてまいりました、新居浜駅前駐輪場が平成25年2月に完成予定でありますことから、当施設の適正な管理と運営を図るため、条例を制定しようとするものでございます。

条例の内容といたしまして、第1条、「設置」から第16条「委任」までに、それぞれ必要な事項を定めております。特に、第8条に於いて、使用料について定め、別表で、使用料を自転車の一時駐車は2時間を超える場合1日1回100円、定期駐車は1か月1,000円、3か月2,700円、6

|             |   |
|-------------|---|
| <p>環境部長</p> | <p>か月5, 200円、12か月10, 000円とし、原動機付自転車、自動二輪車の一時駐車は2時間を超える場合1日1回200円、定期駐車は1か月1, 500円、3か月4, 000円、6か月7, 800円、12か月15, 000円に定めております。条例の施行に関し必要な事項については規則で定めることといたしております。</p> <p>また、附則においてこの条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、準備行為はこの条例の施行前においても行うことができることを定めております。</p> <p>最後になりますが、議案第96号、「新居浜市崖崩れ防災対策事業分担金徴収条例」の制定についてでございます。</p> <p>議案書の99ページ、100ページをお開きください。</p> <p>本条例は、新居浜市が行う崖崩れ防災対策事業に必要な費用の一部として、当該事業により、特に利益を受ける者から分担金を徴収するため、条例を制定しようとするものでございます。</p> <p>第1条の趣旨及び第2条の分担金の徴収につきましては、地方自治法第224条の規定に基づきまして、受益者から分担金を徴収し、崖崩れ防災対策事業に必要な費用の一部に充てようとするものでございます。</p> <p>次に、第3条では、分担金の額について、当該事業に要する費用のうち、愛媛県から交付決定を受けた補助金の額を減じて得た額に100分の25を乗じた額を上限として、市長が定める額と定めております。</p> <p>次に、第4条及び第5条では、分担金の徴収方法、減免等についてそれぞれ定めております。</p> <p>また、第6条では、条例の施行に関する必要な事項の委任について定めようとするものでございます。</p> <p>なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えております。</p> <p>環境部からは、報告議案1件、条例議案2件について説明いたします。</p> <p>まず、報告第24号、「専決処分の報告」につきましては、議案書の4ページ、5ページをお目通しください。</p> <p>本件は、「損害賠償の額の決定について」でございまして、平成24年8月9日午前9時5分頃、市道「金子小学校東筋線」、一宮町一丁目12番35号地先路上において、総合倉庫に向け南進中のごみパトロール車が、不注意により民家のブロック塀に接触し、破損させた交通事故に係る損害賠償の額を決定し、平成24年9月26日、専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。</p> <p>損害賠償の額につきましては、当事者との協議及び日本興亜損害保険株式会社の査定によりまして、ブロック塀の復旧に要する費用、「8万5,642</p> |
|-------------|---|

円」と決定いたしましたものでございます。

なお、損害賠償の額につきましては、全額、日本興亜損害保険株式会社から、一般自動車総合保険により、支払われております。

次に、議案第89号、「新居浜市下水道条例の一部を改正する条例」の制定につきましては、議案書の74ページから77ページまでをお目通しください。

本議案は、「第2次一括法」による下水道法の一部改正に伴い、これまで一律の基準として定められておりました「公共下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準」が、政令で定める基準を参酌して条例で定めるものとされましたことから、当該基準を条例で定めようとするものでございます。

まず、「公共下水道の構造の技術上の基準」につきましては、第2条の2から第2条の6におきまして、施設の保全に関して講ずるべき措置や、排水施設の維持管理のうえで講ずるべき措置、終末処理場における作業環境及び近隣の生活環境を保全するうえで講ずるべき措置などを定めております。

次に、「終末処理場の維持管理の基準」につきましては、第2条の7におきまして、施設の機能を維持するために必要な措置や、構内の清潔を保持するうえで必要な措置などを定めております。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行したいと考えております。

次に、議案第97号、「新居浜市下水道事業に係る受益者負担金等に関する条例」の制定につきましては、議案書の101ページから106ページまでをお目通しください。

本議案は、公共下水道事業計画に定められている処理区域内において、公共下水道に接続した場合に徴収している受益者負担金との均衡を図るために、処理区域外から公共下水道に接続した場合に、地方自治法第224条に定められた分担金を徴収するため、現行の「新居浜市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」の全部を改正しようとするものでございます。

主な改正内容についてでございますが、

第1条では、本条例の「趣旨」について定めておきまして、新たに、処理区域外から接続した場合に徴収する「分担金」を加えております。

次に、第4条では、「負担金等の額」について、第2項におきまして、分担金の額を「面積割額」と「資産割額」を合計した額とする規定を加えております。

次に、第7条では、「予定処理区域の変更に伴う措置」について、既に分担金を賦課した土地が、公共下水道事業計画の見直しに伴い、予定処理区域に含まれた場合には、当該土地に対して新たに負担金を賦課しないようにするものでございます。

このほか、用語の定義や分担金徴収に係る条文整備をいたしております。

|             |  |
|-------------|--|
| <p>企画部長</p> | <p>なお、この条例は、平成25年4月2日から施行したいと考えております。</p> <p>企画部からは、報告議案2件、及び予算議案について説明いたします。</p> <p>まず、報告第25号の「専決処分した事件の承認」につきましては、平成24年度一般会計補正予算（第4号）を専決処分したものです。内容につきましては、中学生の災害共済給付金を支出するため、「中学校保健費」に補償補填及び賠償金、1,466万8千円を追加したものです。</p> <p>次に、報告第29号「専決処分した事件の承認」につきましては、平成24年度一般会計補正予算（第5号）を専決処分したもので、今回の衆議院選挙に要する経費を支出するため、「選挙費」につきまして、人件費及び物件費等で、3,644万6千円を追加したものです。</p> <p>次に、議案第98号から議案第103号までの予算議案につきまして、別途配布しております「平成24年度12月補正予算案の概要」に沿ってご説明いたします。</p> <p>まず、一般会計の補正予算規模は、6億9,160万4千円の追加で、補正後の予算総額は、484億1,975万円となっております。前年同期比では、28億9,946万5千円、6.4%の増となっております。</p> <p>特別会計については、渡海船事業など5つの特別会計の補正となっております。</p> <p>2ページをお開きください。</p> <p>一般会計補正予算の主な事業についてご説明いたします。</p> <p>まず、公共事業の土地改良施設耐震対策事業は、愛媛県が実施する池田池の耐震点検につきまして、費用の一部を負担するものです。</p> <p>次に、単独事業の障害者支援施設整備事業は、ケアホームの整備に対する助成金を社会福祉法人へ交付するものです。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>「跨高速道路橋剥落防止対策事業」は、高速道路にかかる農道橋の剥落防止対策工事を、西日本高速道路(株)に委託するものです。</p> <p>次に、施策費の「新予防給付マネジメント事業費」は、介護認定における要支援認定者数の増加に伴い、必要な委託料を追加するものとなっております。</p> <p>4ページをお開きください。</p> <p>「地域支え合い体制づくり事業費」については、地域支え合い体制づくり事業補助金の内示をうけて、商店街の空き店舗を利用した三世代交流寺子屋事業を委託するものです。</p> <p>次の「企業立地促進対策費」につきましては、平成24年度の奨励金対象事業が確定したことによる、補助金の追加です。</p> |
|-------------|--|

|            |   |
|------------|---|
| <p>総務部</p> | <p>5ページを御覧ください。</p> <p>「地域総合整備資金貸付事業費」につきましては、立地予定企業に対して、地域総合整備資金（ふるさと融資）の無利子融資を行うものです。</p> <p>次に、経常経費ですが、「母子家庭医療費」と6ページの「就学前医療助成費」ともに、不足見込額の追加となっております。</p> <p>「住宅管理費」については、市営住宅の修繕等に要する不足額を追加するものです。</p> <p>7ページを御覧ください。</p> <p>これらを賄います財源ですが、県支出金、諸収入等の特定財源のほか市税を一般財源として充当し、財政調整基金の繰入金を減額しております。</p> <p>次に、特別会計についてです。</p> <p>渡海船事業は、人事異動等による人件費について予算措置するもので、7万3千円の減額となっております。</p> <p>次に、公共下水道事業ですが、人事異動等による人件費、及び管渠等建設事業費等について予算措置するもので、2億1,082万3千円の減額です。</p> <p>8ページをお開きください。</p> <p>(3)の国民健康保険事業、と(5)後期高齢者医療事業につきましては、いずれも人事異動等による人件費について予算措置するもので、国民健康保険事業は1,400万2千円、後期高齢者医療事業は32万5千円をそれぞれ減額するものです。</p> <p>(4)介護保険事業につきましては、人事異動等による人件費、及び保険給付費について予算措置するもので、754万4千円の減額となっております。</p> <p>総務部から報告1件、追加予定の議案及び人事案件について説明いたします。</p> <p>まず、報告第26号「専決処分の報告」について、議案書の7ページから9ページをお目通しください。</p> <p>本件は、「和解について」でございまして、平成24年8月10日午後1時10分頃、現地調査のため市道「市役所南通り線」から右折し、南進しようとした公用車が、一宮町一丁目4番8号地先の主要地方道「新居浜角野線」との交差点において、南進してきた相手方の軽自動車と衝突し、双方の車両が損傷した交通事故について、相手方と和解し、平成24年10月10日、専決処分をしたので、報告するものです。</p> <p>和解の内容は、当事者との協議及び相手方三井住友海上火災保険株式会社の査定により、新居浜市は相手方に対し、損害賠償債務が無いものとして、支払義務を負わない、相手方は新居浜市に対し、公用車の修理に要する費用、</p> |
|------------|---|

|             |  |
|-------------|--|
| <p>水道局長</p> | <p>「12万4千円」のうち100パーセントに相当する額「12万4千円」を支払いすることとしたものです。</p> <p>次に、追加提出予定の議案2件及び人事議案3件についてで、まず、議案は「新居浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」及び「新居浜市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例に制定について」2件を予定しておりましたが、「新居浜市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例に制定について」は、愛媛県等の状況を考慮し、3月議会に上程予定です。</p> <p>なお、この議案は、職員の勤務条件に関する事項であるため、職員団体と交渉を行う予定で日程等を調整中です。</p> <p>次に、人事議案 新居浜市副市長の選任については、新居浜市副市長石川勝行氏は、平成24年9月21日をもって辞任したため、新たに副市長の選任を必要とするため、議会の同意を求めるものです。</p> <p>次に、新居浜港務局委員会の委員の任命については、新居浜港務局委員会の委員石川勝行氏は、平成24年9月21日をもって辞任したため、新たに委員の任命を必要とするため、議会の同意を求めるものです。</p> <p>次に、人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員藤田憲明氏は、平成24年7月31日をもって辞任したため、新たに委員の候補者を推薦するについて、議会の意見を求めるものである。</p> <p>水道局からは、報告第28号及び議案第90号について説明いたします。</p> <p>まず、報告第28号、「専決処分の報告」は、「損害賠償額の決定について」の報告です。</p> <p>本件については、主要地方道壬生川・新居浜・野田線（郷二丁目6番18号地先）の、最も南側の車線を、東から西に向かって普通自動車で直進中、制水弁ボックスの鉄蓋が跳ね上がり、同車に損傷を与えた事故に係る損害賠償額の額、67,740円について、平成24年11月5日に、専決処分をしたので報告するものです。</p> <p>また、損害賠償額については、全額、三井住友海上保険株式会社から支払われることになっており、事故の原因となった制水弁ボックスの鉄蓋については、事故発生後速やかに新しいものと交換済みです。</p> <p>なお、念のため類似の鉄蓋について調査いたしましたところ、29箇所補修の必要があり、現在対応中ですが、11月末までに補修を完了する予定です。</p> <p>次に、議案第90号、「新居浜市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例」の制定については、地域主権一括法（第2次一括法）により「水道法」の一部が改正され、水道の布設工事の施工に関する技術上の</p> |
|-------------|--|

|             |   |
|-------------|---|
| <p>福祉部長</p> | <p>監督業務を行うものを配置する工事の基準並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格の基準が条例に委任されたことに伴い、これらの基準について必要なことを定めるものです。</p> <p>また、「布設工事監督者の配置基準」及び「布設工事監督者の資格基準」とともに、工事または給水にかかる水質の安全性を確保する目的であることから、その基準は国の基準通りとし、「水道法施行規則」で定められている、「水道法施行令」の例外規定については、規程に定めることで、国の法令と同じ体系といたします。この条例は、平成25年4月1日施行したいと考えております。</p> <p>福祉部からは、一般議案1件、条例議案4件について説明いたします。</p> <p>まず、議案第79号、「養護老人ホームの指定管理者の指定」につきましては、議案書の15ページ、16ページをお開きください。</p> <p>新居浜市立慈光園の指定管理者の指定につきましては、新居浜市立慈光園の適正かつ効率的な運営を図るため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、管理運営を行う指定管理者を募集いたしました。</p> <p>その結果、1法人から応募があり、「新居浜市指定管理者候補者選定委員会」の審査の結果を受け、新居浜市立慈光園の指定管理者に、社会福祉法人「三恵会」を指定し、指定管理者による管理運営を行わせようとするものです。社会福祉法人「三恵会」は、長年にわたる法人経営の中で福祉施設の運営に多くのノウハウが蓄積され、適正に安定的な管理運営ができるものと考えております。</p> <p>なお、指定期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間を予定いたしております。</p> <p>次に、議案第82号、「新居浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び議案第83号、「新居浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」につきましては、いずれも「第1次一括法」等による介護保険法等の一部改正に伴うものでございまして、これまで介護保険法及び厚生労働省令で定められておりました指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を市の条例において定めようとするものでございます。</p> <p>まず、議案書別冊1を御覧ください。</p> <p>議案第82号の条例は、本則202条及び附則7条から成っております。3ページからの第1章は、総則。第2章から第9章は事業種別ごとの基準を定めております。4ページからの第2章は、定期巡回・随時対応型訪問</p> |
|-------------|---|

介護看護、25ページからの第3章は、夜間対応型訪問介護、32ページからの第4章は、認知症対応型通所介護、44ページからの第5章は、小規模多機能型居宅介護、59ページからの第6章は、認知症対応型共同生活介護、69ページからの第7章は、地域密着型特定施設入居者生活介護、80ページからの第8章は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、105ページからの第9章は複合型サービスに関する基準といたしております。

次に、議案書別冊2を御覧ください。

議案第83号の条例は、本則90条及び附則4条から成っております、2ページからの第1章は、総則。第2章から第4章は事業種別ごとの基準を定めております。3ページからの第2章は、介護予防認知症対応型通所介護、22ページからの第3章は、介護予防小規模多機能型居宅介護、39ページからの第4章は介護予防認知症対応型共同生活介護に関する基準といたしております。

いずれの議案につきましても、厚生労働省令に規定されております基準を市の条例に委任する場合の設定といたしまして、その内容により、基準に従い定める「従うべき基準」、基準を標準として定める「標準」、基準を参酌する「参酌すべき基準」の3類型に分類されております。

「従うべき基準」については、厚生労働省令に従うよう定められているため、厚生労働省令どおりとし、「標準」については、現行の厚生労働省令の基準において、特段支障が生じていないことにより、厚生労働省令どおりといたしました。「参酌すべき基準」につきましては、新居浜市地域密着型サービス運営委員会等で十分参照し、検討いたしました結果、全サービスに規定されているサービス提供記録の保存年限に関する事、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護並びに小規模多機能型居宅介護並びに介護予防小規模多機能型居宅介護に規定されている非常災害対策に関する事、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護並びに地域密着型特定施設入居者生活介護並びに地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に規定されているサービスの提供記録に関する事、地域密着型介護老人福祉施設の居室定員に関する事の4項目について市の独自基準として定めることとし、それ以外の基準については厚生労働省令どおりといたしました。

なお、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、条例に委任された事業者の指定に関する基準については「法人とする」規定とし、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員に係る基準については、「29人以下」と規定いたしております。

なお、これらの条例は、いずれも平成25年4月1日から施行したいと考えております。

|             |  |
|-------------|--|
| <p>経済部長</p> | <p>次に、議案第91号、「新居浜市心身障害者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」の制定についてでございます。</p> <p>議案書の81ページ、82ページをお目通しください。</p> <p>新居浜市心身障害者福祉センターにつきましては、心身障害者児の福祉の増進を図ることを目的として設置しているものでございますが、老朽化が著しいため、本年度、耐震工事を含めた大規模改修工事を実施しているところでございます。この大規模改修に併せ、施設の名称を「新居浜市心身障害者福祉センター」から「新居浜市障がい者福祉センター」に変更するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。</p> <p>改正の内容は、題名を「新居浜市障がい者福祉センター設置及び管理条例」に改めるほか、条文中の「心障センター」の字句を「障がい者福祉センター」に改めるものなどでございます。</p> <p>なお、この条例は、平成25年4月1日から施行し、第8条の改正規定は、公布の日から施行したいと考えております。</p> <p>次に、議案第92号、「新居浜市立障害者支援施設設置及び管理条例を廃止する条例」の制定についてでございます。</p> <p>議案書の83ページをお開きください。</p> <p>本議案は、平成16年度より指定管理者により管理運営を行っております。新居浜市立くすのき園につきましては、職員の専門性も高まり指定管理者による安定した管理運営ができていること、また、財政面におきましても、新体系のもとでの安定した経営が見込まれることから、今以上の法人の自主性・自立性の発揮によるさらなる福祉サービスの向上を目指し、民間移管するため、2期目の指定管理期間が終了する平成26年3月31日をもって、公の施設を廃止しようとするものでございます。</p> <p>今回の廃止条例の制定によりまして、平成26年4月1日付の民間移管に向けて、移管先法人の公募・決定等の諸手続を進めることといたしております。</p> <p>なお、この条例は、平成26年4月1日から施行したいと考えております。</p> <p>経済部からは、議案第93号、新居浜市別子山簡易給水施設条例の制定について説明いたします。</p> <p>議案書の84ページから92ページまでをお目通しください。</p> <p>本議案は、新居浜市別子山成簡易給水施設、小美野・肉淵簡易給水施設、瓜生野簡易給水施設の完成に伴い、平成25年4月1日より供用を開始することから、当該施設の設置及び管理並びにその給水についての必要な条例を制定しようとするものでございます。</p> <p>条例の内容といたしましては、まず、第1章の総則でございますが、第1</p> |
|-------------|--|

条の「設置」では、別子山地区におきまして安全で良質な水を確保するとともに、これを継続的かつ安定的に供給することによって公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るため、新居浜市別子山簡易給水施設の設置を明らかにしており、第2条では、簡易給水施設の名称及び給水区域を明確に定めております。

次に、85ページの第2章、給水装置の工事及び費用でございますが、第4条の「給水装置の新設等の申込み」におきましては、新設又は撤去をしようとする場合には、市が給水区域内の給水装置について正確に把握しておく必要があるため、あらかじめ市長に承認を受けること、また、第5条では給水装置の「新設等又は撤去する費用負担」につきまして、給水装置工事を施行する者の負担及び市長が特に必要があると認めた場合には、市がその費用を負担することができることを定めております。

次に、86ページの第3章、給水でございますが、第9条では「給水の原則」として、非常災害、簡易給水施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及びこの条例の規定による場合のほか、制限すること又は停止をすることはないことを定めており、第10条では「給水契約の申し込み」について、87ページの第12条と第13条では「メーターの設置、貸与」についてそれぞれ定めております。

また、第14条では「簡易給水施設の使用中止や変更等の届出」について、88ページの第16条では「水道使用者等の管理上の責任」について、第17条では安全で安定した給水を確保するため、「給水装置及び水質の検査」について定めております。

次に、第4章の料金、分担金、手数料等のうち、第18条から第22条において、「料金の支払い義務」「料金」「用途の認定」「特別な場合における料金の算定」及び「料金の徴収方法」について定めております。

また、89ページの第23条から第26条において、「分担金」「手数料」「督促事務費」及び「料金、分担金、手数料等の減免」を定めております。次に、第5章の管理でございますが、第27条から第30条において、「給水装置の検査等」「給水装置の基準違反に対する措置」「給水の停止」及び「給水装置の切離し等」を定めております。

次に、91ページの第6章、補則でございますが、第31条「委任」において、条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることといたしております。

次に、第7章の罰則でございますが、第32条と第33条において、この条例の実効性を確保するため、条例違反者に対する過料を定めております。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行したいと考えております。

|      |  |
|------|--|
| 市 長  | <p>ご質問等ありますか。</p> <p>なければ、「議会答弁課題の進捗状況報告について」ですが、今回、特に報告が必要と考える項目について、簡潔に説明をお願いします。</p> <p>企画部から、順番に説明をお願いします。</p>   |
| 企画部長 | <p>企画部からは、2件報告いたします。</p> <p>まず、番号10番の「アセットマネジメント」につきましては、平成23年度に導入した保全情報システム（BIMMS）を活用し、今年度は対象施設ごとに保全計画を作成し、来年度、保全工事が必要な施設については25年度予算に保全費用を計上して、施設を長寿命化するための予防保全工事を実施する予定としております。</p> <p>また、「公共施設白書」の作成にも取り組んでまいります。</p> <p>次に、55番の税外収入の確保に向けた取り組みですが、庁舎内の空きスペースを有効活用した、パネル広告の設置につきましては、平成24年度中の実施に向けて取り組んでおりましたが、広告付き地図案内板が完成し、11月29日から庁舎1階東側入口から入った所に設置し、運用を開始いたします。因みに、市には広告料収入として、月額2万円が入ります。今後におきましても、新たな広告事業の実施に向けた取り組みを進めてまいります。</p>  |
| 福祉部長 | <p>福祉部からは、東新学園の建て替えについて報告いたします。</p> <p>東新学園の建て替えについては、部内協議を行っているところでございます。当初は、単に児童養護施設の建て替えということでの協議を進めてまいりましたが、施設の必要性など抜本的な検討が必要であるとの認識のもとに協議を行っております。</p> <p>11月9日には、県子育て支援課と協議を行い、県の意向を確認いたしました。</p> <p>まず、施設の必要性といたしましては、県内施設の充足率は9割を切ってはいるものの、東予児童相談所管内唯一の施設であることや緊急一時保護の増加、短期入所や夜間養護などへの対応からも必要であることで、認識の一致を見ました。しかし、県立移管は不可能であること、施設建設補助については、次世代育成支援対策施設整備交付金はあるものの、県単独の補助は困難であることを確認いたしました。</p> <p>今後は、小規模グループケアに向けた児童養護施設の整備を検討するとともに、児童家庭支援センターなどの機能を備えた施設整備も検討し、福祉部案を策定したうえで、庁内協議を行い、福祉のまちづくり審議会に諮りたいと考えております。</p> |

|      |  |
|------|--|
| 市民部長 | <p>市民部からは、1件報告いたします。</p> <p>30番のDV防止についてでございます。現在庁内において、配偶者暴力相談支援センターの設置に向けて必要な予算措置、人員配置等の協議を進めております。今後は、平成25年度中の開設に向けて、設置場所の準備や手続きを進めてまいります。</p>  |
| 環境部長 | <p>環境部からは1件報告いたします。</p> <p>23番「雨水、浸水対策について」は、東高等学校南側地区における国領川堤防道路の雨水排水の抜本的な対策についてございまして、平成23年度に詳細設計と河川占用許可取得を行い、順次工事を進めておりましたが、本年11月までに東雲町3丁目内の雨水施設工事が完成したため、本件は完了といたしたい。</p>  |
| 経済部長 | <p>経済部からは2件報告いたします。</p> <p>まず、22番「有害鳥獣対策」につきましては、記載のとおり猟友会及び捕獲隊等への支援に取り組んでいますが、これ以外で、平成25年以降国の補助を受けて、進入防止策等を設置する事業を現在調整中ではございました、大生院地区、大島地区にて実施する予定となっております。</p> <p>次に、23番「担い手対策」につきましては、若い担い手の確保・育成のため、国の新規就農総合支援事業による青年就農給付金事業を平成25年度より実施を予定しております。このことにつきましては、国策として取り組んでいる、「人・農地プラン」を平成25年度以降実施し、これにより、新規就農者一人に対して150万円程度支給をするものです。</p> |
| 市長   | <p>他の部局はないようですが、何かご質問等ありますか。</p> <p>なければ、次の議題に移ります。</p> <p>「10か年事業計画要望状況について」ですが、企画部より説明をお願いします。</p>   |
| 企画部長 | <p>平成25年度の10か年事業計画の10月末現在までの要望状況について、一般財源ベースでの比較で説明いたします。</p> <p>今年も枠配分方式で要望していただきましたが、10か年の要望額の合計は、696億2,301万7千円で、認定補助金を含んだ要望上限額の679億7,087万8千円に対し、16億5,213万9千円増額の状況でございます。</p> <p>要望額のうち別枠認定分が、17億3,733万8千円でございます。</p> <p>別枠認定事業の主なものは、障害者自立支援給付事業4億4,633万円、</p>  |

|           |   |
|-----------|---|
| <p>市長</p> | <p>マイントピア別子端出場管理運営事業1億1,207万円、別子山水道給水事業1億9,930万円、小・中学校大規模改造事業5億13万円、国体施設整備事業5,995万円等となっております。</p> <p>当初予算編成方針でお示した10か年財政計画9月見直しでは35億4千万円の財源不足を生じていたため、要望を満額認めた場合の不足額は53億円余りという状況であります。基金枯渇は9月見直し時点よりも1年早まり、平成30年度には予算が組めない状況となります。</p> <p>また、来年度、平成25年度単年度では、10か年財政計画9月見直し時点よりも、1億5,449万7千円の増額となっており、このままでは8億8千万円程度の財政調整基金の繰り入れが必要という状況です。</p> <p>更に、今回の要望状況の表には入っておりませんが、今後の変更協議での補助金を除く一般財源の増加分、また、市長公約に係る平成25年度重点施策推進事業増額分など、今後予算査定での調整がさらに必要であると考えております。</p> <p>ご質問等ありますか。</p> <p>なければ、庁議の議題は終了します。次に連絡事項に移ります。</p> <p>何か連絡事項はありますか。</p> <p>ないようでしたら、これで庁議を終了します。</p> |
|-----------|---|